

明らかである。このような権力的介入が、紛争の真の解決に役立ちえないであろうことは、ほとんどすべての科学者が認めるところであり、また現に紛争当事者である大学においても一致して認めるところである。

この周知の事実を無視し、またほとんどすべての大学の反対にかかわらず、なお且つ本法案を提案した真の理由はどこにあるか、法案の真の狙いは、紛争の解決にあるのではなく、別のところにある、と理解する以外にない。それは、基本的に次の二つの点にある。

オ一に法案の狙いは、紛争収拾に名を借りて、実は、将来の大学制度及び管理運営体制の改革へ向けてのオ一步を実現するという点にある。このことは、オ9条の大学の廃止措置が紛争の終結という形をとりながら、結果としては大学の解体ないし再編をみちびきだすものとなっているということの中に端的にあらわれている。またオ6条の大学の管理運営の特別規定についても、ここには予想される政府の大学運営についても将来の構想がすでに具体化されているとみることができ。かくて法案は、今後中教審の答申を待って政府の側から展開されるであろう大学制度及び管理運営の改革構造を本格的に実現するための布石としての意味をもっている。

オ二に、法案の他の一つの狙いは、紛争収拾の名において大学に対する文部省の権限を格段に強化することである。その具体的内容はすでに見たとおりであるが、このような文部省の権限強化を正当づけるものは大学の自治能力の喪失ということである。その根底には、国民を代表し、国民に責任を負う政府が、国民の世論にこたえて、自治能力を喪失した大学の正常化をはかるのは当然であるという考え方が横たわっている。しかし、日本国憲法および教育基本法の下において、教育は、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきものとされているのである（教育基本法オ10条）。大学教育についても、大学が国民に対し直接に責任を負う立場にあり、それゆえ政府は国民に対して法的に責任を負う立場になく、また負うべきものでもない。本法案の前述のごとき考え方を認めることは憲法を頂点とするこのような現行教育法の基本理念を否認するにひとしい。大学紛争についても、大学が国民全体に対し直接に責任を負う以外にないことは、憲法および教育基本法の原理的要請である。このことをあらためて確認して法案分析の結語とする。

8-12

庶発第915号 昭和44年7月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：科学技術庁長官、文部大臣)

大学の運営に関する臨時措置法案について(申入れ)

標記のことについて、本会議第54回総会(臨時総会)の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

政府が本会議の勧告および声明にもかかわらず「大学の運営に関する臨時措置法案」を国会に上程するにいたったことはきわめて遺憾である。

本会議は、問題の重要性にかんがみ、特に臨時総会を開き慎重に審議した結果、この法案の内容が、大学の自主的、民主的改革をはばみ、大学の自治と学問思想の自由を破壊し、大学の存立を危

くするばかりでなく、社会の進展と国民の将来に重大な悪影響をおよぼすことを確認した。よって本会議は、政府が直ちにこの法案を撤回することをつよく要望する。

8-13

大学問題について（声明）

昭和44年10月24日

第55回総会

国会において大学運営臨時措置法が強行採決され、政府は大学改革の検討を急いでいるが、大学の改革はあくまで全国の大学および科学者の自主性を基礎としてなされるべきものであり、すでに進行しつつある諸大学の独自の自主改革を妨げるものないように強く要望する。

一方、暴力による大学破壊はいまなおやまず、最近では、研究・教育の破壊にとどまらず、多くの死亡者を出すほどの傷害事件をひきおこし、さらに少なからぬ自殺者を出すという深刻な事態に立ち至った。だがこのような大学紛争の解決は、大学の根本的改革なしには不可能であって、しかも大学改革は、わが国の学術研究と教育を左右する重要問題である。したがって全国の大学および科学者が、大学改革にあっても、本会議が本年7月臨時総会において提唱した大学問題解決の三原則（自主・民主・連繋交流）を貫かれることを期待するとともに、本会議もそのために必要な努力を惜しまぬことを重ねて表明する。

なお、本会議大学問題特別委員会は近く大学問題について「中間報告第2次草案」を発表する。草案について各方面から積極的な批判や意見が寄せられることを切望してやまない。

8-14

総学庶第1629号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

（写送付先：科学技術庁長官、文部、農林および  
厚生各大臣）

屋久島の自然保護について（勧告）

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

屋久島は、その位置、地勢、気象上きわめて特異な存在であり、それに伴って屋久杉群落をはじめ、固有の豊富な種を含む動植物が生育し、島全体が特殊な生態系を構成しており、学術上きわめて貴重な宝庫である。これらに関して、日本の学界のみならず、世界の学界からも、屋久島全島を一つの生態系として保存することが強く要望されている。

よって、ここに政府が屋久島の自然保護のため、一日も早く適切な措置をとるよう強く要望する。  
説 明

近年、産業の開発、観光事業の普及に伴って、日本の国土が急速に荒廃しつつあることは、世人